○財務省令第十七号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「育児休業等」の下に「、産前産後休業」を、「第四十二条第九項」の下に「若しくは第十一項」を、「、育児休業等」の下に「、産前産後休業」を加える。

第九十六条の二中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「前五項」に、「、第三項及び前項」を「から前項までの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　組合は、法第四十二条第十一項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出並びに産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日並びに当該産前産後休業の取得期間を証する書類の提出があつた場合において、次に掲げる事項を記載した標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日及び長期組合員番号

二　改定前における標準報酬の月額及び等級

三　法第四十二条第十一項に規定する報酬の総額

四　標準報酬の月額を改定する年月日

五　その他必要な事項

第九十六条の四第一項中「又は第九項」を「、第九項又は第十一項」に改める。

第百十四条第五項中「第一項第一号」の下に「及び第六号から第八号まで」を加え、「事項及び」を「事項並びに」に改め、「請求書を」の下に「、第二項第三号に掲げる書類と併せて」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が同号に掲げる書類を既に提出した場合には、当該書類の提出は、必要ないものとする。

第百十四条の二第一項第二号中「到来したこと」の下に「（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

第百十四条の二十六第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫を除く。）が六十歳に達していないときは、その旨

五の三　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その夫が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

第百十四条の二十六第一項第六号中「妻」を「配偶者」に改める。

第百十四条の二十八第二項を次のように改める。

2　法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている遺族共済年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　遺族共済年金の年金証書の記号番号

三　遺族共済年金の支給停止事由消滅の事由

四　その他必要な事項

第百十四条の二十八第三項第一号中「前項に規定する場合に該当するときは、同項の」を「受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届出書を提出する場合には、当該」に改め、同条第四項中「第一項第一号」の下に「及び第二項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第二項の届出書を提出する場合において、遺族共済年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、第百十四条の二十六第三項及び第四項の規定を準用する。

第百十四条の三十二の見出し中「に該当する障害」を「の障害」に改め、同条第一項中「法第九十一条第一項ただし書に規定する場合に該当する」を「六十歳未満の障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある夫、父母若しくは祖父母である」に改める。

第百十四条の四十の二第二項中「次条第一項」を「第百十四条の四十の四第一項」に改める。

第百十四条の四十の三の見出し中「受給権者」を「受給権者等」に改め、同条第一項中「場合」の下に「又は前条の規定による受給権者に係る所在不明届出書の提出を受けた場合」を加え、同条を第百十四条の四十の四とし、第百十四条の四十の二の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出）

第百十四条の四十の三　連合会が支給する年金である給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を連合会に提出しなければならない。

一　所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名及び生年月日

四　受給権者の年金証書の記号番号

五　受給権者が所在不明となつた年月日

六　その他必要な事項

第百十五条の二を第百十五条の二の二とし、第百十五条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百十五条の二　法第百条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を、産前産後休業の取得期間を証する書類と併せて組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二　産前産後休業に係る子の出産予定年月日

三　多胎妊娠の場合にあつては、その旨

四　申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日

五　掛金の免除を希望する旨

六　その他必要な事項

2　法第百条の二の二の規定により掛金が免除されている者は、前項に規定する産前産後休業の取得期間に変更があつた場合には、変更後の産前産後休業の取得期間を証する書類を組合に提出しなければならない。

3　組合は、第一項の規定による申出書の提出又は前項の規定による書類の提出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を組合員原票に記載しなければならない。

別紙様式第二十四号の二の㈹の注意事項3⑴中「平成26年3月31日まで」を「昭和19年4月1日までに生まれた者」に改める。